

函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金 Q&A【令和6年4月1日時点】

	質 問	回 答
1	いつ以降に購入・設置したものが、補助対象になりますか？	令和6年4月1日以降に、購入・設置したものが補助対象になります。
2	購入・設置後いつまでに申請すればよいですか？	補助申請は、購入・設置した日の翌日から90日以内または令和7年3月31日までのいずれか早い時期となります。
3	補助対象年齢は何歳からですか？	補助金を申請する時点において65歳以上の方が対象となります。
4	令和6年度中に満65歳になりますが、購入・設置の時点で64歳でした。この場合は対象となりますか？	購入・設置した日の翌日から90日以内または令和7年3月31日までのいずれか早い時期において、補助金を申請する時点で65歳以上となれば対象となります。
5	土日祝日でも申請できますか？	申請書の受付は、市役所の開庁日の午前8時45分から午後5時30分までです。土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。
6	安全運転支援装置を設置する前に申請するのですか？	安全運転支援装置を購入・設置した後に申請してください。 なお、装置は国土交通省の性能認定を受けたものが対象となりますので、ご注意ください。
7	補助対象経費や交付申請額は、どのように算出し、記入すればよいですか？	安全運転支援装置の本体、部品、取付に必要な費用（消費税を含む。）として、店舗等で支払った金額（消費税を含む。）の2分の1の金額（1,000円未満は切り捨て。）となります。 ただし、上限は20,000円となります。 (例①) 店舗等で支払った金額が45,000円（税込）の場合 ・補助対象経費 45,000円 ・補助申請額 $45,000円 \times 1/2 = 22,500円$ 1,000円未満を切り捨てるため申請額は、22,000円 ・上限額の20,000円を超えているため、申請額は20,000円 (例②) 店舗等で支払った金額が19,500円（税込）の場合 ・補助対象経費 19,500円 ・補助申請額 $19,500円 \times 1/2 = 9,750円$ 1,000円未満を切り捨てるため申請額は、9,000円

8	申請書類は、どこでもらえますか？	申請書類は次の場所で配布しています。 ・市役所交通安全課（市役所4階） ・各支所 （亀田，湯川，銭亀沢，戸井，恵山， 楸法華，南茅部） なお，市ホームページからもダウンロードできます。
9	申請書の提出は，郵送でもよいですか？ また，各支所や警察でも申請できますか？	申請書は市役所交通安全課（市役所4階）へ持参または郵送してください。 なお，各支所や警察での申請受付はできません。 また，郵送の場合は，令和7年3月31日の消印有効とします。
10	申請書は，代理の方に提出してもらってもよいですか？	申請書の提出は代理の方でも構いませんが，申請者本人からの委任状が必要となります。 ただし，申請者は補助対象者に限ります。
11	家族が一度補助金を受けたら，もう補助申請はできませんか？	家族が一度補助金を受けても，申請者が別の方で条件を満たしていれば申請できます。 なお，1人につき1回（台）限りの申請となります。
12	自分が営む会社名義の自動車は補助対象となりますか？	事業用に使用する自動車は補助対象となりません。自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている自動車が補助対象です。
13	車の所有者は65歳以上ですが，65歳未満の家族が車を使用しています。補助対象となりますか？	申請者以外の方が自動車を使用する場合は，補助対象となりません。自動車検査証の使用者欄に申請者の氏名が記載されている必要があります。
14	軽トラックに安全運転支援装置を設置しましたが，補助対象になりますか？	貨物車も補助対象となります。（自家用・事業用の別欄が自家用であれば対象となります。） ただし，営業目的で使用している貨物車は補助対象となりません。
15	安全運転支援装置を設置して補助金を受け，車の売却や名義変更等を行うことは認められますか？	補助を受けた安全運転支援装置は，設置日から1年以上使用してください。1年未満で安全運転支援装置を処分（譲渡，売却，廃棄等）した時は，補助金を返還していただく場合があります。 ただし，病気等の理由で運転が困難になった場合などは，この限りではありません。
16	補助金を受けた後，市外へ転居することになってしまいましたが，補助金は返還となりますか？	申請者本人が引き続き自動車を使用し，譲渡，売却，廃棄等の処分を行われなければ，補助金を返還する必要はありません。

17	現在は市外に住んでますが、近々、函館市に引っ越す予定です。この場合、補助金の対象となりますか？	申請日に函館市に住民票があり、申請時点において65歳以上などの要件をすべて満たせば、補助対象となります。
18	申請書は、代筆やパソコンで入力してもよいですか？押印は必要ですか？	代筆やパソコンでも構いません。また、申請書の押印は必要ありません。
19	自動車検査証の所有者や使用者が申請者本人の名前ではありませんが、申請できますか？	自動車検査証の使用者欄に申請者の名前が記載されていないければ補助対象となりません。なお、所有者は別名義でも構いません。
20	自動車運転免許証の写しは、表面だけでよいですか？	表面だけで構いません。ただし、裏面に住所、氏名等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しも提出願います。また、有効期限内であることも確認してください。
21	交付申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受けとることができますか？	申請書を受理してから、概ね1か月後の振込を予定していますが、申請件数等により前後することがありますので、あらかじめご了承ください。
22	補助金は現金での受けとりも可能ですか？	補助金の受けとり方法は、申請者本人名義の口座振込のみです。現金での受けとりはできません。また、受けとりは申請者に限りますので、他人名義の口座への振込もできません。